

## 法務講座(35)

## LLPについて

寺本法律会計事務所  
弁護士 飯塚 美葉

LLPということばを最近ときどき耳にします。

これは、正式には「有限責任事業組合」というもので、英語の Limited Liability Partnership の頭文字を取ったものです。

昨年8月からスタートした新しい制度で、「有限責任事業組合契約に関する法律」に規定されています。

「有限責任事業組合」という名称からわかるように、LLPは「会社」ではなく「組合」です。

会社と組合は、実態から見れば、複数の人が集まって何か特定の目的をもった事業をする、という点では同じようなものですが、組合は、法律的には複数の人が「組合契約」を結び、事業内容や出資、業務の分担や利益の配分について決めるもので、原則として法人扱いにはなりません。

通常会社等の法人であれば、法人の利益に対して法人税がかかり、さらにその残りを株主や社員に対する配当や役員賞与などで配分した場合には個人にも所得税がかかりますが、LLPの形式で事業を行なった場合には、LLPの利益や損失は、分配割合に応じて直接個人に帰属し、個人に対する所得税のみがかかるといわれています。

そのため、LLPでは、事業の損益を、その個人の他の所得と通算することができ、節税効果があるといわれており、特に、初期段階での利益が不確実な新規事業に適しているとされています。LLPを作る際には、新しい事業をしようとする人(組合員)が2人以上集まって、「有限責任事業組合契約」を結び、出資をします。組合員が社員または株主、「有限責任事業組合契約」が、会社という定款に相当します。

会社などの法人も、組合員になることができます。その場合は、法人に代ってLLPの職務を行なう「職務執行者」を一人決めます。

出資は、金銭のほか、不動産、動産、有価証券や特許などの知的財産権などでもかまいません。ただし、金銭以外の物の場合は、他の組合員との間で不公平にならないように、適切な評価額に基づいて行なう必要があります。なお、LLPでは「労務」を出資の目的物とすることはできません。

契約の内容が決まり、各組合員が出資を履行したら、登記をします。LLPは、法律上の法人ではありませんが、組合としての登記をしなければなりません。

ところでLLPは、登記はあっても法人ではないので、契約などを直接LLP名義で行なうことはできません。銀行口座の作成や各種の契約、従業員の雇用などは、「LLP 組合員」などの名義で、個人が組合員としての立場で行なうことになります。

また、組合員は、それぞれ個人事業者になりますので、その点も気をつけてください。(法人役員や従業員として社会保険に加入することはできません。)

有限責任事業組合契約では、最低限、LLPの名称や所在地、事業内容、誰を組合員とするか、LLPの存続期間、各組合員の出資の目的と価格、事業年度などを決めなければなりません。

また、このほかに、業務の分担や、損益の配分方法などについても決めます。契約で決められたことは、原則として、組合員全員の同意がなければ変更することができません。それは、通常の売買などの契約が、一方の当事者の都合で勝手に解除できないのと同じことです。この点、会社とは異なり、多数決ではないので注意が必要です。

**農地等の売却物件情報の提供サービスについて**

当協会では、「良い物件さえあれば、現在の経営地以外で規模を拡大したいので、他県における売り物件の情報が欲しい」という要望を持つ会員の皆様に、農地や農業用施設の売却情報を提供するサービスを実施しております。これは、平成17年3月に実施したアンケートで、「情報提供を希望する」と回答いただいた皆様に実施しているものです。新たに情報提供を希望される方は、担当高須までご連絡ください。なお、17年度以降に新規入会いただいた会員の皆様には、別途アンケートをお願いしておりますので、ご協力をお願いいたします。

**第1回食糧自給率向上協議会に会員が参加**

本年度初めてとなる同協議会に、当協会の食糧自給率向上委員会会長である武井尚一氏（群馬県・（有）武井農園）が参加。武井氏は協会内でも議論をしていること、生産努力目標や種苗の新種開発などについて発言されました。

**「公庫月報（AFCフォーラム）」の意向調査にご協力を！！**

皆様に毎月お送りしております「公庫月報」の6月号（本日発送予定）に、当協会会員を対象とする意向調査票が同封されます。これは、「公庫月報」の特集記事「農政改革 いま現場では」（4月号から連載中）に対する会員の皆様のご意見を伺うために、農林漁業金融公庫が実施するものです。「公庫月報」編集に当たって、皆様のご意見を参考にしたいとのことですので、ご協力をお願いいたします。

本紙に関するお問合せは下記までお願いします。

社団法人日本農業法人協会

(HP:<http://www.hojin.or.jp/>)

TEL：03-5156-0365 / FAX：03-5156-0366

MAIL：[juku@hojin.or.jp](mailto:juku@hojin.or.jp)

© 日本農業法人協会 2006

本紙掲載記事の無断転載を禁じます。

業務の分担や、損益の配分については、組合契約でかなり自由に決めることができます。

組合員は、全員、組合の業務執行に関与しなければなりません。どういう業務を担当するかは内部の話し合いで決めることができます。

また、会社の場合は、利益配当の割合は出資の金額に応じて自動的に決まりますが、LLPの場合は、必ずしも出資の割合と損益配分の割合を同じにする必要はありません。したがって、専門的な知識があるとか、実際の業務負担が大きいなど、事情に応じて、たとえば10パーセントしか出資していない人に対して、利益の50パーセントを配当することができます。

また、LLPで特徴的なのは、利益だけでなく、損失も分配することができるということです。

普通の会社であれば、損失が出て、株主等への配当を行わず、損失は会社に残ります。

しかし、LLPでは、配分に応じて各組合員に損失を分配することができます。これによって、組合員は、LLPの事業以外の所得と損益通算することによって、節税の効果を得られます。

ところで、LLPのLimited Liabilityとは、「有限責任」のことです。たとえば株式会社では、会社の負債に対して、株主がいきなり支払請求を受けることはありません。これが有限責任です。

他方、合名会社や合資会社の無限責任社員は、会社の負債に対して、個人としても責任を負います。

LLPは、法人ではなく、配分された利益や損失は直接個人に帰属するのですが、一方で、組合員の責任は「有限責任」とされているので、純粋な個人財産と、組合に出資した財産を切り離すことができます。このため、事業に関して発生したLLPの負債については、債権者から直接個人に対して請求を受けることはありません。

逆に考えると、LLPと取引をする債権者の立場になった場合には、LLPに支払能力があるかどうか、十分注意する必要があるということです。大きな取引については、実務上は、別途組合員の個人保証を取ることも行なわれることになるでしょう。